

## 児童ポルノと疑われる画像・動画について

平成 28 年 9 月 5 日に認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ様（以下、HRN）より児童ポルノに関する調査報告書「日本・児童ポルノ規制の実情と課題」が発表され、AV メーカーの業界団体である弊協会としても本報告書を精読させていただきました。

本報告書の‘児童ポルノと疑われる画像・動画’としては、以下 2 つに分類されます。

- ①18 歳以上が出演するロリータ表現の AV 作品（表現物）
- ②実在の 18 歳未満の児童が出演する着エロ、イメージ作品（3 号ポルノ）

それぞれにつきまして、以下ご報告させていただきます。

### ①18 歳以上が出演するロリータ表現の AV 作品（表現物）について

弊協会関連の AV メーカーは 3 審査団体（一般社団法人日本コンテンツ審査センター、日本映像ソフト・制作販売倫理機構、ビジュアルソフト・コンテンツ産業協同組合）の作品審査・検査を受審した作品を発売しております。

⑦ 「■■ちゃんは 139cm の小○生」 有限会社 I.B.WORKS のロリータ表現 AV 作品については、本報告書 38 ページ、ビジュアルソフト・コンテンツ産業協同組合の回答にあるように、ロリータ表現の審査基準を厳しくした平成 27 年 1 月基準改定の前に審査・検査を受審し、平成 25 年 3 月に発売された作品でございます。

現在の基準では通らないとの回答の記載がございます様に、ロリータ表現の AV 作品については、平成 26 年 7 月 15 日に改正児童買春・児童ポルノ禁止法が施行され、審査団体では社会情勢に合わせ、より厳しい審査対応を実施しております。

### ②実在の 18 歳未満の児童が出演する着エロ、イメージ作品（3 号ポルノ）について

弊協会関連メーカーが制作・販売する作品とは全く関係がなく、弊協会としても、この 3 号ポルノの存在は容認出来るものではございません。

当然ではございますが、‘実在の 18 歳未満の児童を性の対象とした児童ポルノ’は社会より排除すべきものでございます。

本報告書に記載されているような‘実在の 18 歳未満が出演する着エロ、イメージ作品’は「出演児童を性的搾取」するものであり、弊協会としても児童買春・児童ポルノ禁止法第 2 条 3 項規定の「3 号ポルノ」に該当すると考えております。

弊協会は AV メーカーによる団体であり、18 歳以上が出演する AV 作品制作が大前提となっております。弊協会関連メーカーは実在の 18 歳未満が出演する着エロ、イメージ作品の制作を行っておりませんし、各審査団体でも 18 歳未満が出演する作品は着エロ、イメージ作品であったとしても審査対象外となっております。

弊協会としては、改めて規約等にて「18 歳未満が出演する着エロ、イメージ作品の制作を一切行わないこと」を会として規定することを進めており、会員社への徹底を更に進めていく所存でございます。

---

※なお、本報告書 39 ページに記載されております

- 2) ⑧「1 年 3 組 2 番 ■り■■ ■■里」との作品のメーカー Zeus は IPPA 加盟とされるが、上記作品については審査をとおらず児童ポルノと疑われること、
- 3) ⑨の作品も MANIAC とメーカー表示され、制販倫の加盟団体とみられるが、この作品も審査をとおらず、児童ポルノと疑われること

の文章につきましては、以前、HRN より Zeus 、MANIAC という名称の照会を受けておりましたが、HRN への回答において、誤解を生ずる情報提供があったため、このような記載になっていると思われまます。

Zeus は IPPA (弊協会) 加盟メーカーではなく、MANIAC は制販倫 (日本映像ソフト・制作販売倫理機構) 加盟メーカーではないことを、申し添えさせていただきます。

---

弊協会は、今後も健全なコンテンツ市場形成への一助となれるよう、関連メーカー、審査団体と共に誠意努力してまいります。

以上

平成 28 年 9 月 8 日  
NPO 法人知的財産振興協会